

水難事故防止に向けた病院・大学との連携協定の締結について

1. 沖縄県警察は、国立大学法人琉球大学病院、公立大学法人名桜大学との水泳誘発性肺水腫（SIPE）と思われる水難事故事例の医学的原因究明、予防及び水難事故発生時における一次救命処置要領の研究等にかかる相互連携協定書締結式を開催しました（令和7年5月23日）。

※水泳誘発性肺水腫（SIPE）

医学的な疾患概念は確立されていないものの、外因的な溺水を原因とせず、内因性による浸水性肺水腫の疑いのある症例をいう。
なお、SIPEは、Swimming Induced Pulmonary Edemaの頭文字の略称をいう。

2. ダイビングやスノーケリングなどの際に、溺れて水を誤飲したわけではないにも関わらず肺に水がたまり心肺停止に陥るケースが発生しています（水泳誘発性肺水腫（SIPE）と史料）。県警察では、県内における水難事故事例に基づき、医学とスポーツ健康科学の研究知見をお借りし、科学の力により水難事故防止を図る取組を行います。

3. 具体的な活動は次のとおりです。

（1）沖縄県警察

ア 水泳誘発性肺水腫（SIPE）と史料される水難事故事例に関する情報の提供

イ 琉球大学病院及び名桜大学の共同研究による成果（予防及び一次救命処置要領）に基づく、プレジャーボート提供業者等への講習、広報啓発活動等

（2）琉球大学病院（医学的知見）

ア 水泳誘発性肺水腫（SIPE）の疾患概念の確立に向けた研究をはじめとする医学的原因究明

イ 同予防・処置に関する研究

（3）名桜大学（スポーツ健康科学的知見）

水泳誘発性肺水腫（SIPE）を含む水難事故全般に関する予防及び一次救命処置要領の研究

4. この取組は、本県におけるダイビング等の安全性を飛躍的に向上させれるための挑戦だと考えており、医学官の知見を結集し、沖縄県の美しい海を、より安全・安心に楽しめる場所にしていきたいと考えています。



協定締結者（左から）

琉球大学病院院長 鈴木幹男、沖縄県警察本部長 小堀龍一郎、名桜大学長 砂川昌範



医学官連携による水難事故防止対策について 概念図

